

別記様式第1号(第四関係)

つきのきちく
槻ノ木地区活性化計画

福島県、会津若松市

平成25年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	槻ノ木地区活性化計画						
都道府県名	福島県	市町村名	会津若松市	地区名(※1)	槻ノ木地区	計画期間(※2)	平成25年度～平成26年度

目 標 : (※3)

当該区域の農地は、区画形状が狭隘で、農道も狭く、水路は用・排水兼用のため溝畔や畦畔の侵食が進行し営農に支障を来している。一方で耕作者の高齢化が進み、担い手を育てる事が急務となっている。

そこで、基盤整備による農用地の集団化に伴う担い手への利用集積を図ることにより、当該区域内の農業の振興及び当該区域全体の活性化を図ることを目指す。具体的には、平成27年度に基盤整備事業に取り組むことを目指し、当該区域内全戸数35戸の維持を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、一級河川である不動川と大工川及び県道会津若松～北山線に囲まれた標高200メートルの平坦な土地である。営農は、水稻を中心とした複合経営農家がほとんどである。農地は、昭和27年の耕地整理によって1反区画に整備され現在に至っている。

現状と課題

本地区の農地の区画形状は狭小で、農道も狭いことから農作業の効率は非常に悪い状態にある。さらに水路は土水路のままで用・排水兼用のため排水不良となり維持管理が困難となっている。営農においては、水稻中心の複合経営であるが、平均耕作面積は約1ヘクタールと零細で生産性も低く高齢化の進行も著しい。したがって、面的整備と合わせて農道や用・排水分離の水系を確立する事で経営形態の転換や規模拡大等が図られる事業の展開が求められている。

今後の展開方向等(※4)

課題である農作業の効率の悪さや農業従事者の高齢化を解決するためには、基盤整備の実施が最も有効な手法である。基盤整備を実施する事で農用地の集団化が図られ、それに伴い農作業の効率化及び経営規模の拡大が見込まれることから、担い手への農地の集積が進み、若い農業従事者の拡大が期待される。このことから、当該区域内の農業及び当該区域全体が活性化することが見込まれる。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
会津若松市	槻ノ木地区	基盤整備(農用地等集団化)	会津東部土地改良区	有	イ	H25
会津若松市	槻ノ木地区	農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	福島県	無	イ	H27~H32予定

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

槻ノ木地区(福島県会津若松市)	区域面積(※2)	53.9ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積53.9haのうち、農地面積は40.5haで75%を占める。また、当該区域内全戸数は35戸であり、その全てが水稻を中心とした複合経営農家となっており、当該区域にとって農業は重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 当該区域における農業従事者は高齢化が進み、平均年齢は概ね65歳となっている。地区の活性化のためには生産基盤の整備により担い手を育成して地域住民の定住を進める事が必要不可欠な地域である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は、農業振興地域であり全域にわたり市街化区域は含まれていない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項(該当なし)

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項(該当なし)

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標達成状況は、平成27年度に基盤整備事業に着手されているかで判断する。
また、平成27年度に現地調査を行い、当該区域内全戸数35戸が維持されているかで判断する。
評価に当たっては、事後評価時に第三者の意見を踏まえることとする。

【記入要領】

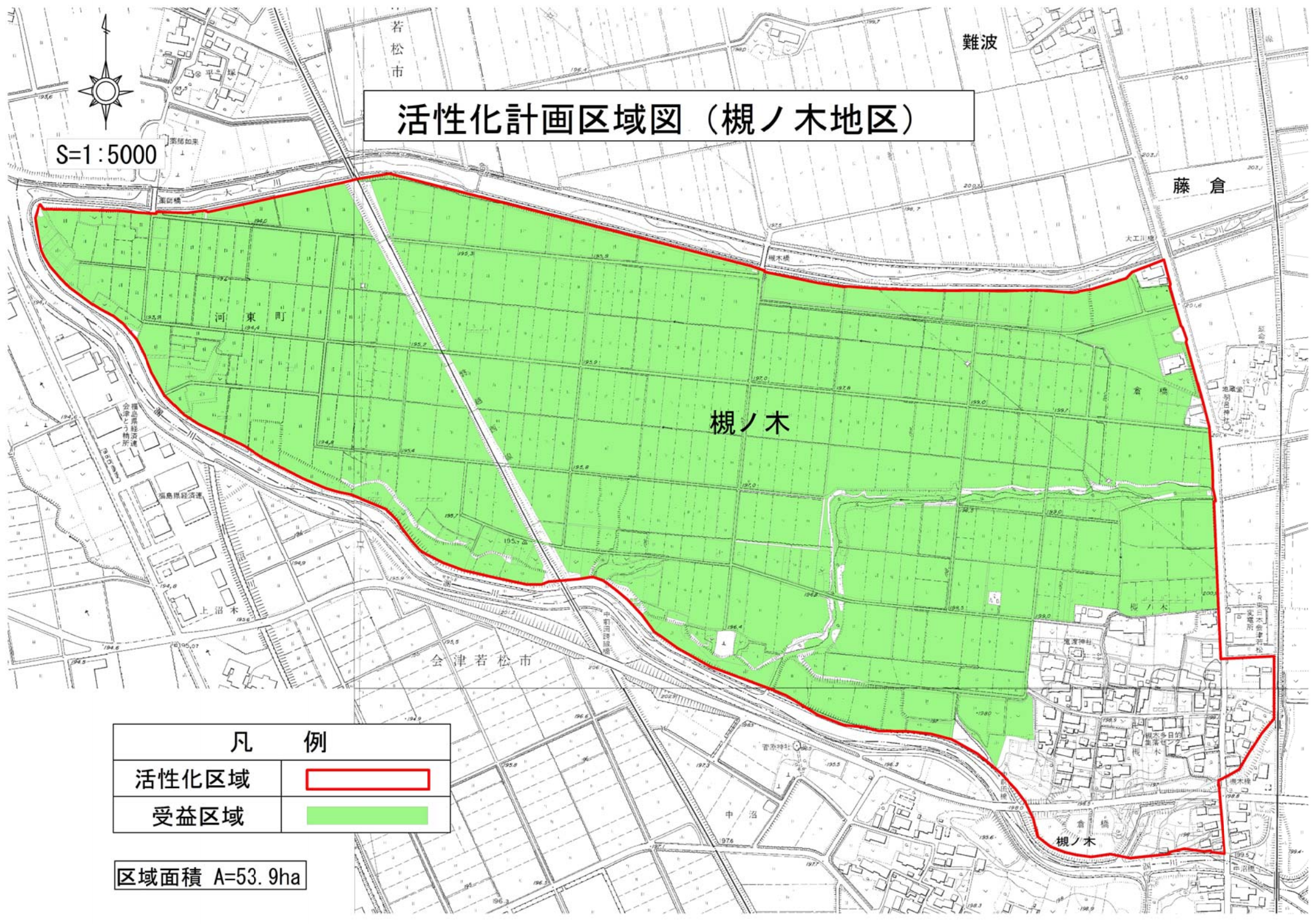
- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

活性化計画区域図（槻ノ木地区）

S=1:5000



凡 例	
活性化区域	
受益区域	

区域面積 A=53.9ha